㋐　同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）
ａ）２車線以上で設計舗装面積８万㎡以上ある国道又は自動車専用道路の新設アスファルト舗装工事
ｂ）２車線以上でコンクリートフィニッシャーによる新設の連続鉄筋コンクリート舗装工事
㋑　同種工事
・２車線以上で設計舗装面積４万㎡以上ある国道又は自動車専用道路の新設アスファルト舗装工事
ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が㋐同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、㋐同種工事若しくは㋑同種工事の施工実績を有すること。

⑷　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　専任の主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。
②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成15年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。
同種工事　２車線以上で設計舗装面積４万㎡以上ある国道又は自動車専用道路の新設アスファルト舗装を含む工事
③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
④　監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　競争参加資格確認申請書、確認資料及び競争参加者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

⑹　施工計画が適切であること。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
ニ）各構成員の出資比率が30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の基礎的な技術力」及び「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　総合評価の方法
１）技術評価点の最高点を23点とする。なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。
イ）技術評価点１位の者が２者以上の場合　技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な１者に対し0.5点
ロ）技術評価点１位の者と２位の者との差が0.5点未満の場合　１位の者に対し２位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数
２）技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。
イ）企業の基礎的な技術力
①　企業の施工能力
・工事中事故に関すること
ロ）企業の高度な技術力
①　技術提案
１．施工上の課題に対する技術的提案
１－１．冬期の施工に関する技術的着眼点
１）本工事全般における冬期の施工に関する技術的着眼点
１－２．アスファルト舗装の施工に関する具体的方策
２）アスファルト舗装の平坦性確保に関する具体的方策
３）既設アスファルト舗装とのコールドジョイントの施工に関する具体的方策
ただし、１）については技術的着眼点を求めるものであり具体的方策を求めるものではない。また、技術的着眼点は、当該工事の特性を反映したものであること。なお、これらの具体化に伴い生じる調査，解析及び対策のうち、発注者が必要と認めたものについては、その費用について発注者と受注者とで別途協議して定めるものとする。
２．工事中安全対策全般の具体的方策
１）合材運搬時の公衆災害対策に関する具体的方策
２）規制内への工事用車両の進入における安全対策に関する具体的方策
３）舗設作業における重機等と作業員との接触防止に関する具体的方策
３．舗装の品質確保の具体的方策
１）仮設アスファルトプラントから供給するアスファルト合材の品質確保に関する具体的方策
２）床版防水工の品質確保に関する具体的方策
３）連続鉄筋コンクリート舗装の品質確保に関する具体的方策
ただし、以下に示す具体的方策の提案は評価の対象としないため、技術提案に含めないこと。
１）鉄筋の防錆仕様を高耐久なものに変更する提案
２）膨張剤、高機能AE減水剤の追加等、コンクリート配合に影響する提案
３）ひび割れ低減ネット、繊維補強材等、コンクリートに補強材を追加する提案
４）養生設備が過剰となる提案
５）過剰な設備の追加に関する提案
②　工事中のコスト削減
・契約後ＶＥ提案につながる基本的な考え方
３）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は０点とする。
４）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。